

2024年度 個別指導指摘事項 ①

本資料は、県保険医協会が関東信越厚生局長野事務所への開示請求で得た各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容は医療機関の診療傾向や患者の状態等、結果通知のみからでは判断できない様々な要因により指摘される場合が多く、指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできないことを留意の上、参考資料とされたい。

I. 保険診療等に関する事項

1. 診療録等 診療録

表中()内の数字は同様の指摘を受けた医療機関件数、▲は自主返還の対象となった指摘を示している。

指摘事項
診療録の整備及び保管状況について、不備のある例が認められたので改めること。診療録が散逸しないように適切に編綴すること。(4)
保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。(13)
保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。
診療録第1面(療担規則様式第一号(二)の1)の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。 ア(部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰)について記載がない、誤っている。(18) イ(主訴、口腔内所見)について記載がない、不十分である。(4) ウ 傷病名に(P、C、Pul、Per)の略称を使用しており、病態に係る記載がない。(4) エ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。 i 長期にわたる「疑い」の傷病名がある。
診療録第2面(療担規則様式第一号(二)の2)の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。 ア 症状、所見、診療方針について記載が不十分である。(2)
レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。 ア 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。 イ 手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設けず、印字横の空欄に記載している。(5)
診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。 ア 診療行為の手順と異なった記載がある。(3) イ 行を空けた記載がある。(3) ウ 療法・処置欄の1行に対し複数段の記載がある。 エ 判読困難な記載がある。(7) オ 欄外への記載がある。(3)
独自の略称(〃)を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について(令5.3.27保医発0327第10号)」を参照し適切に記載すること。

歯科技工指示書、歯科衛生士の業務記録

指摘のあった項目	指摘事項
歯科技工指示書	歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。 ア 発行の年月日
歯科衛生士の業務記録	歯科衛生士が行った業務について、記載の不十分な例が認められたので改めること。

2. 基本診療料

指摘のあった項目	指摘事項
初・再診料の加算	算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。▲

3. 医学管理等

歯科疾患管理料

指摘事項
歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。(2)
算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。(3) ▲
算定できない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 明らかに1回で治療が終了し、歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況や生活習慣の改善目標等を踏まえた継続的管理が行われていない。▲
1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 基本状況(全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等) イ 口腔の状態(歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等) ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点 エ 治療方針の概要等
2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき管理に係る要点について、(画一的に記載している、記載の不十分な)例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。(11)
文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 口腔の状態(口腔内の状況) イ 治療方針の概要等(これまでの治療(継続用のみ)、改善目標、治療の予定等)(2)
エナメル質初期う蝕管理加算に係る口腔内カラー写真について、画像が不鮮明な例が認められたので、適切に撮影すること。
算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。▲
長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点(2)

次号は医学管理等の続きから

保険医協会では、指導等に関する会員からの相談に随時対応しています。個別指導や新規個別指導の実施通知が届きましたら、ご相談ください。

書籍案内

歯科 カルテ記載を中心とした指導対策テキスト



A4版 266頁 / 2025年3月発行
会員価格 2,100円(定価 3,000円)
※歯科開業医会員へは1冊無料で送付済

個別指導での指摘事項から指導、監査、審査のしくみと対応を説明。本書では、ワンポイント解説や様々な図や表、カルテや各種様式の記載例などを充実させ、分かりやすく解説しています。